

神戸市高齢重度障害者及びひとり親家庭等高齢監護者医療費助成事業実施要綱
(昭和58年1月31日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、高齢に加えて重度の障害という二重のハンデキャップを負う者（以下「高齢重度障害者」という。）及び高齢に加えてひとり親家庭という二重のハンデキャップを負う者（以下「ひとり親家庭等高齢監護者」という。）が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第67条に規定する一部負担金を保険医療機関等に支払った場合において、神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（昭和48年条例第7号）第3条第1項又は神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和54年条例第73号）第4条第1項に規定にする医療費にかかる助成を行うことにより、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により支給を受けることができる高齢重度障害者及びひとり親家庭等高齢監護者（以下「資格者」という。）は、神戸市重度障害者医療費助成に関する条例又は神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による助成を受けている者のうち、法の規定による療養の給付を受けている者をいう。

(助成の範囲)

第3条 市長は、資格者が神戸市重度障害者医療費助成に関する条例第3条第1項第3号又は神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第4条第1項第3号に掲げる療養の給付を受けた場合において、高齢重度障害者が法第67条の規定による一部負担金の支払を行った場合には、神戸市重度障害者医療費助成に関する条例第3条第1項又は神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第4条第1項で規定する被保険者負担額（以下「被保険者負担額」という。）からその一部負担金を控除した額を助成するものとする。ただし、他の法令等により国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療費に関する助成を受けることができるときはその額の限度において助成しない。

(助成の方法及び時期)

第4条 市長は、資格者が支払った一部負担金の額を診療報酬明細書又は診療報酬明細書がない場合は領収書により確認のうえ、第3条に規定する助成額（以下「助成額」という。）を資格者が指定する金融機関の預金口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

2 助成額を指定口座へ振り込む時期は、毎年度6月下旬、9月下旬、12月下旬及び3月下旬とし、それぞれの月の前月上旬までに被保険者等負担額が確認できた分を振り込むものとする。

(実施の細目)

第5条 この要綱の実施について必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この要綱は昭和58年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成13年1月1日から実施する。

同日前に受けた診療等に係る特別医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成17年7月1日から実施する。

同日前に受けた診療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

改正前の神戸市高齢重度心身障害者医療費助成実施要項第4条第2項の規定は、平成17年6月診療分まで適用する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から実施する。

同日前に受けた診療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から実施する。なお、実施日前においても、事業を実施するにあたり必要な準備行為をすることができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から実施する。

ただし、第4条第2項の規定は、令和6年度に限り、助成額を指定口座に振り込む時期を9月下旬、12月下旬及び3月下旬とする。